令和５年３月９日

郡市区等医師会長　殿

大阪府医師会長
高　井　康　之
（公印省略）

厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準等の一部改正告示について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について通知がありました。本通知は、介護支援専門員に求められる能力や役割の変遷及び昨今の施策動向等を踏まえ、介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る法定研修について、権利擁護・意思決定支援の視点の強化及び適切なケアマネジメント手法に関する内容の追加等を行うため、標記基準の一部が改正された告示が令和５年２月17日にあった旨の連絡です。令和６年４月１日から適用されます。

主な改正内容としては、介護支援専門員実務研修については、地域共生社会の実現に向け、科目内容を充実させるために科目名の変更・追加や、高齢者の権利擁護・意思決定に関する内容を追加・充実するため、対応する科目の時間数が増加されています。また、主任介護支援専門員研修については、現行の「ターミナルケア」に、適切なケアマネジメント手法に関する知識・技術を習得するための内容を盛り込み、科目名を「終末期ケア（ＥＯＬ(エンドオブライフ)ケア）を含めた生活の継続を支える基本的なケアマネジメント及び疾患別ケアマネジメントの理解」とする等の改正が行われています。

なお、実施要綱及び法定研修に係るガイドラインについても見直しが行われ、近日中に公表が予定されているとのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

〇介護保険最新情報Vol.1129

「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示」の告示及び適用について（通知）（令5.2.22 厚生労働省老健局長通知）

＜担当＞ 大阪府医師会地域医療２課(西井・吉田・澤野)
〒543-8935　大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737